

第1 事業の趣旨

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により花きの需要構造の変化が急速に進む中、「花きの振興に関する法律」（平成26年法律第102号。以下「花き振興法」という。）の理念である花き産業及び花き文化の振興に向けて、産地や品目ごとの生産・需要状況等の特徴に応じて、花き産業関係者が一体となった産地の生産基盤の強化や生産性の向上、流通の効率化、国産花きの消費拡大等の取組を支援することで、ポストコロナ時代において活力ある花き産地の実現や花き産業の成長産業化を図る。

第2 事業の内容

本事業の内容は、以下の1（1）から（5）までのとおりとし、取組内容ごとの補助対象経費の範囲及び補助率は要領本体別表1に、また、助成対象経費の内容等については、要領本体別表3に定めるとおりとする。

1 取組内容

（1）需要構造の変化に対応した生産・流通体制の整備

事業実施主体は、事業の実施地域で生産する花きについて需要構造の変化に対応した生産・流通体制を整備するため、以下のア及びイの取組を実施できるものとする。

ア 需要の見込まれる品目等への転換の取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による需要構造の急激な変化によって需要が減少し、出荷量や単価等の回復の見込みがない花き品目及び品種（以下「転換元品目」という。）を需要の見込まれる他の花き品目及び品種（以下「転換先品目」という。）に転換するために必要な以下の取組とする。

（ア）転換先品目の検討、需要調査等の実施

転換元品目について、転換先品目へ転換することを目的として、国内外の花きの需要調査及び分析の実施、検討会の開催等の取組を行うことができる。なお、花きの需要調査など事業実施主体が自ら実施することが困難な場合は、必要な知見を有する第三者（調査会社、シンクタンク等）に実施させることができるものとする。

（イ）品目転換に向けた栽培実証、マニュアルの作成等

転換先品目の選定や検討に必要な転換先品目の候補となる品目の栽培性等を確認するため必要な栽培実証等の実施や転換先品目の栽培・普及に必要なマニュアル、資料作成等を行うことができる。また、転換先品目についての市場や消費者等の評価、妥当な販売価格等を確認するため、本事業で行う栽培実証で得られた生産物の試験販売を行うこともできることとするが、試験販売により得られた販売額については、以下の算出方法により販売利益※を計算し、販売利益がある場合は、本事業の補助対象経費として事業実施主体が交付決定を受けた国庫補助金と相殺するものとする。

※販売利益の算出方法：栽培実証で得られた生産物の販売額—試験販売

に必要となった諸経費（出荷資材、輸送費、市場手数料等）の自己負担額＝販売利益

イ 需要構造の変化に対応した流通体制の強化等の取組

業務用から家庭用への需要構造の変化等に対応するため、必要となる流通体制の強化に向けた検討や調査等の実施、技術実証の実施等の以下の取組を行うことができる。

（ア）検討会の開催、先進事例調査、マニュアル等の作成

（イ）流通体制の強化等に向けた技術実証

家庭用向け等の新たな販売チャネルに対応するためのコールドチェーン技術、輸送時の仕分け等の効率化や多様な販売先に対応するための受注情報のデジタル化、その他流通体制の強化等に必要な技術実証等の実施

（２）花きの生産性向上・流通の効率化等の取組

事業実施主体は、事業の実施地域の花きの生産性や品質の向上、流通の効率化、新たな販路拡大に必要な技術導入を図るため、検討会の開催や先進地調査等の実施、以下のアからウまでに掲げる技術実証の実施、実証で効果の確認された技術の普及に向けた研修会の開催、マニュアル作成等の取組を行うことができる。

ア 生産供給体制の強化に向けた技術実証

（ア）低コスト・省力生産技術等の導入実証

- a 安定生産・計画出荷のための栽培周期の短縮、需要に合わせた収穫時期移動の実証
- b 省力化機械・施設による省力化・低コスト化の実証
- c 作業を省力化するための施肥・かん水を自動化する「養液土耕栽培」、「少量培地耕」等の実証
- d より精密な生育・開花制御技術、省エネルギー型効率的生産技術等の実証

（イ）高品質化生産技術等の導入実証

- a 需要のある品目・品種の品質向上、増収技術の実証
- b 実需者・消費者ニーズに対応した品目・品種の選定及び導入、安定生産・計画出荷のための栽培技術の実証

（ウ）種苗等増殖技術の導入実証

- a 優良種苗・新品種の種苗等の安定生産のための増殖技術の実証
- b 苗・球根生産の機械化・省力化の実証

（エ）少量花材の栽培技術等の導入実証

いけばな等の伝統文化や実需者からの少量多品目供給のニーズ等に対応するための安定的かつ効率的な少量花材の栽培技術の実証

（オ）盆栽等の栽培管理技術等の導入実証

- a 盆栽等の生産性・品質の向上に向けた育苗技術の実証
- b 輸出先国・地域及び品目ごとの効率的・効果的な隔離栽培、消毒方法

等の実証

(カ) 輸出にも対応した産地形成の実証等

- a 競争力のある品目・品種の品質向上、増収技術の実証
- b 効率的な栽培立地・方法への転換を図るための改植（移動改植を含む。）及び新植（輸出を目指す場合に限る。）

(キ) その他、生産供給体制の強化に資する技術の導入実証等の取組

イ 流通の効率化・高度化に向けた技術実証

(ア) 新たな出荷規格等の導入実証

実需者等のニーズに対応した出荷規格の見直しによる流通コスト・廃棄物削減等の実証

(イ) 資源循環体制の確立に向けた実証

花きの生産、流通、販売において使用される包装容器、培養土等の資材の回収・リサイクルの実証

(ウ) 流通・加工における品質管理技術等の導入実証

- a 加工向け花きの鮮度を保持したまま消費者へ供給するための加工技術の高度化実証
- b 採花後から最終消費地（輸出を目指す品目にあっては輸出拠点施設又は空港）までの日持ち性を向上させる品質管理技術、温度管理技術の高度化に必要な実証

(エ) その他、流通の効率化・高度化に資する技術の導入実証等

ウ 新たな販路開拓、需要拡大に向けた技術実証

(ア) 異業種との連携等新たな販売技術の実証

今後、需要の拡大が見込まれる家庭用や若い年代層等向けの需要の確保・定着に向けて、異業種等と連携したあるいは新たなニーズに対応した、ホームユース等で利用しやすい新たな販売規格・商品や販売形態・販売場所、効果的なプロモーション手法等の開発、開発した手法の効果の検証等に必要な実証等

(イ) 新たな販売方法の実証

新たな販売チャネルを開拓するためのマーケティング手法、eコマースなど新たな販売方法等の開発、検証等に必要な実証

(3) 花きの消費拡大・利用定着の取組

事業実施主体は、需要構造の変化により業務用需要の減少等が進むなか、家庭用や若い年代層などでの花きの消費拡大や利用定着に向けて、以下のアからエまでの取組を行うことができる。

ア 生産者と実需者の連携促進、消費者等への普及啓発

(ア) 事業の実施地域で生産される花きの販売拡大等を目的とした生産者と実需者等との交流会の開催や商談会等の実施、事業の実施地域の複数の産地と実需者の連携の機会を提供するマッチング活動

(イ) 事業実施地域で生産される花きの消費拡大等を目的として、消費者等に対する資料作成や普及啓発活動の実施、アンケート調査等の実施

イ 花きの活用促進のための花育体験、園芸体験

花きの活用促進のための児童・生徒等に対する花育体験（花以外の花きを活用したものを含む。）、社会福祉施設等における花きを活用した園芸体験の活動や体験活動の実施に必要な検討会の開催、マニュアル等の作成、体験活動の効果を検証するための調査、確認された効果を普及するための啓発活動等の実施

ウ 産地評価の向上に資する認証取得等の取組

自然環境や作業安全等に配慮した花き産地として消費者や実需者からの評価を高め、国産花きへの理解促進や消費拡大に繋げるため、以下の（ア）から（ウ）までの取組を行うことができる。

（ア）花きの国際認証（MPS-ABC、Global GAP等）の取得を推進するための研修会の開催や認証の取得申請に係る相談会の開催

（イ）花きの国際認証の取得（本事業で取り組む販路拡大等に必要な場合であって、事業実施主体が設定した本事業の成果目標の達成に資すると認められる場合に限るものとし、初回の認証取得経費（登録料、審査経費、審査員の旅費等認証取得に直接必要な経費）のみを助成対象とする。）

（ウ）作業管理・労務管理の改善を目的とした啓発セミナー等の開催、各種マニュアルの作成等

エ その他、花きの消費拡大等に資する活動であって、事業実施主体の設定した成果目標の達成に必要と認められる取組

（４）国と試験研究機関主導による全国レベルでの技術実証

事業実施主体は、今後、花きの輸出拡大や輸入花きからの国内シェア奪還、省力化など飛躍的な生産性向上等が期待される技術について、国と試験研究機関主導で普及・定着を加速化させるため、イに掲げる取組を行うことができる。なお、本取組を実施する場合は、イの（ア）及び（イ）を合わせて実施しなければならない。

ア 実証対象となる技術

対象となる技術は、今後、輸出の拡大や国内シェアの奪還、家庭用等の需要が拡大が見込まれる花き品目を対象とするものであって、生産性の向上、安定供給、品質向上、流通・販売の効率化等に資する技術として、国内で広く普及が見込まれる技術とする。

イ 取組内容

（ア）技術実証、経営分析

実証試験の実施に必要な検討や調査、技術実証試験の実施、技術の導入による収益性向上効果の分析

（イ）実証成果の普及・定着

試験研究機関等から生産者等への実証成果の普及方法の検討、技術普及を目的としたマニュアルの作成・ウェブサイトへの掲載、セミナーの開催等

（５）国産花きの需要構造の変化に対応した全国的な需要拡大の取組

事業実施主体は、需要構造の変化に対応し、今後、需要拡大が見込まれる家庭用や若い世代等での花きの利用意欲を喚起する全国的な普及啓発活動を行う

ことにより国産花きの消費拡大を図るため、以下の取組を行うことができる。

ア 家庭や職場等日常生活での利用拡大・定着

(ア) 新たな装飾スタイル等の提案・普及実証

ホームユースやオフィスでの装飾等新たな生活様式に合わせた装飾スタイルや若い世代等の新たなニーズに対応した利用スタイルの提案及び普及・定着を図るための実証

(イ) 検討会の開催、調査・分析及び成果の普及活動

a (ア)の企画・進行管理・検証のための検討会の開催

b 装飾マニュアルの作成

c (ア)の実証内容・結果の効果検証

d 取組成果のウェブサイトへの掲載、SNS等での情報発信及びセミナーの開催

イ 需要拡大を支える生産体制の構築及び流通の効率化

(ア) 需要拡大を支える新たな生産体制・流通の効率化の取組・実証

需要構造の変化に的確に対応するための新品目・品種の導入、栽培管理及び出荷履歴等のデジタル化等の取組・実証

(イ) 検討会の開催、調査・分析及び成果の普及活動

a (ア)の企画・進行管理・検証のための検討会の開催、生産者、流通業者、小売業者に対するヒアリング等の実態調査

b 技術導入マニュアルの作成

c 実証によるコスト低減効果、より効率的な技術・方法の導入により発生するコスト等の分析

d 取組成果のウェブサイトへの掲載及びセミナーの開催

2 留意事項

(1) 本事業で実施する技術実証等に必要な農業機械・設備等（以下「農業機械等」という。）については、原則としてレンタル、リースにより調達することとするが、事業費の削減の観点から既存の農業機械等の改良により調達することもできるものとする。

(2) 1の(3)のイの花育体験は、小中学校等での授業やコミュニティガーデン（地域住民の団体が主体となって、地域内の土地を管理・運営し、花き等の園芸作物の栽培を行う活動をいう。）等を活用した取組とし、園芸体験は、福祉施設等において創作活動、リハビリテーション及びメンタルヘルス対策の一環として行う花や緑を利用した取組とする。

また、いずれの体験も国内の花きの生産状況や花きの効用等に関する情報提供、花きの生産者の参加、花きの生産者・産地の見学など花きについての理解促進に資する内容を伴うものに限るものとする。なお、状況に応じてリモート環境等を活用して行うことも可とする。

(3) 持続的な農業生産の実現に向けて、環境負荷低減及び農作業安全の向上の取組を促進するため、事業実施主体は以下の取組を行うものとする。

ア 事業実施主体は、本事業の取組に参加する農業者全員に 別紙1のみどりのチェックシート（以下「チェックシート」という。）を配布するものとし、

チェックシートの配布を受けた農業者は、チェックシートに記載されている項目について自己点検を行い、事業実施主体に提出するものとする。

イ 事業実施主体は、農業者から提出のあったチェックシートを取りまとめ、交付等要綱第18に定める実績報告書と併せて、第2の1の(4)及び(5)の取組を実施する事業実施主体にあつては、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）、第2の1の(1)から(3)までの取組を実施する事業実施主体にあつては、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、以下同じ。）にチェックシートを提出するものとする。

第3 事業実施主体

1 事業実施主体の範囲

本事業を実施する事業実施主体は以下の(1)～(3)までに掲げる団体とする。

また、第2の1の(1)から(5)までに掲げる取組内容のうち(1)から(3)までの取組は(1)及び(2)の事業実施主体、(4)及び(5)の取組は(2)及び(3)の事業実施主体が実施できるものとする。

- (1) 都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている協議会（以下「地域推進協議会」という。）であつて、構成員に都道府県、生産者及び流通業者が必ず含まれているもの。
- (2) 複数の都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている協議会（以下「広域推進協議会」という。）であつて、構成員に活動範囲の都道府県、生産者及び流通業者が必ず含まれていること。
- (3) 全国を活動の範囲とし、農業関係団体、民間企業、民間団体、生産者、学識経験者等の専門家等により構成されている協議会（以下「全国推進協議会」という。）。なお、第2の1の(4)の取組を実施する場合は、本事業で実施する実証の内容に知見のある試験研究機関等（国及び地方公共団体の試験研究機関、花きに関する試験研究を実施している民間企業等をいう。）が協議会に必ず含まれていなければならない。

2 事業実施主体の要件

事業実施主体は以下に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められており、適切な事業の実施に必要な人員及び体制が確保されていること。
- (2) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (3) 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

第4 成果目標の設定

1 成果目標の設定

事業実施主体は、本事業の成果目標として別添1に掲げる目標の中から1つ以上の目標を設定するものとする。

また、設定する成果目標については、本事業で行う取組内容と成果目標との間の因果関係が明確に説明できるものとし、設定する成果目標の数が1つである場合は、主要な取組又は主要な事業対象品目に対して目標を設定するものとする。

2 成果目標の設定に当たっての考え方

(1) 基準値の指標

基準値の指標は、原則として、都道府県、市町村又は実施地域単位での統計若しくは客観的な調査による数値を使用する。

事業対象品目単独のデータがない等の理由により指標の設定が困難な場合は、その理由を明示した上で、事業対象品目を含む他の指標を用いて設定することができるものとする。

第2の1の(4)の取組を実施する場合であって、成果目標を別添1の17から19までの中から選択した場合、当該技術を新たに導入した経営体の経営データを用いて設定することができるものとする。

(2) 基準値の算定

成果目標の基準値に用いる数値の算定は、原則として直近から過去5か年中中庸3か年平均を使用する。なお、基準値算定に当たっては、基礎となる事業実施主体の活動区域を明示するものとする。

(3) 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の3年後とする。

第5 事業実施主体の公募

本事業の募集方法は、農産局長が別に定める公募要領による。

1 審査

本事業の審査は応募者から提出された申請書類を2の審査基準により審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会に取組内容及び成果目標の妥当性等について諮るものとする。

なお、審査においては、申請のあった事業実施計画について審査基準に従い、ポイント付けを行い、全ての審査項目のポイント合計の高い順に順位づけを行うこととする。

2 審査基準

本要領本体別表4の2の本事業の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 実効性・波及効果

ア 事業実施地区における課題が十分に分析されている。

イ 課題を解決するための取組方針・方策が具体的であり効果的な事業内容となっている。

ウ 新たな取組手法（異業種との連携、ソーシャルメディア等の活用、その他革新的と認められる内容）が含まれている。

エ 取組内容に応じ、生産、流通、販売など各方面の花き関係者が不足なく事業

実施主体の構成員として含まれている。

オ 事業実施地区以外の花き産地においても波及効果が期待できるようなモデル的な取組内容となっている。

(2) 課題解決への意欲

ア 設定した成果目標の内容が取組内容と整合している。

イ 目標値の水準が事業の実施規模等から見て妥当な水準となっている。

ウ 2つ以上の成果目標を設定している。

エ 事業実施年度以降、目標年度まで毎年度成果目標の達成状況を自主的に把握する取組となっている。

オ 成果目標の達成に向けて、毎年度の成果目標の達成状況に応じて自主的にフォローアップ（達成状況の共有、達成に向けた検討会の実施等）を行う取組となっている。

第6 事業実施計画等

- 1 農産局長又は地方農政局長は、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を受けたものとみなす。
- 2 事業実施計画の重要な変更は、交付等要綱別表1に掲げる変更とする。
- 3 交付決定後に事業実施計画に重要な変更がある場合は、要領本体第5の規定に基づき農産局長又は地方農政局長に協議を行うものとする。

第7 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第29に基づき別添3により当該年度の事業実施状況報告書を作成し、翌年度の7月末日までに、農産局長又は地方農政局長に提出するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、別添4により事業の自己評価を行い、その報告を農産局長又は地方農政局長に行うものとする。

第8 農業機械等の範囲、リース契約の条件等

事業実施主体は、本事業で行う実証等に必要な農業機械等について、リースによる導入及び既に事業実施主体又は事業実施主体の構成員が所有する農業機械又は関連施設の改良・改修等を行う場合には、以下の点に留意するものとする。なお、事業実施主体が自ら農業機械等の改良を行う場合には、農業機械メーカー等による技術指導を得て行うものとする。

1 リース又は改良・改修を行う農業機械等の範囲

本事業で補助対象とする農業機械等の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、次に掲げる農業機械等は補助対象から除外する。

(1) 共同利用施設の一部を構成する定置型のもの

(2) 販売業者により設定されている小売希望価格（これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格）が、消費税を除いて50万円未満又は原則200万円以上の

機械（ただし、上限について農産局長又は地方農政局長が特に必要と認める場合においては この限りではない。その場合、理由や必要性等を記載した資料を事業実施計画書に添付するものとする。）

2 リース契約の条件

リース契約（事業実施主体と導入する農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の二者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （１）本事業で実施する実証等に直接必要なものであること。
- （２）リース事業者及びリース料が３により決定されたものであること。
- （３）リース期間が法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。
- （４）国等からほかに直接若しくは間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

3 リース事業者等の決定

事業実施主体は、交付決定後、農業機械をリースで納入する事業者を、原則として一般競争入札により選考した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、別添５により、入札結果報告を農産局長又は地方農政局長に提出するものとする。

第9 予算の配分方針等

第５の１により選定された事業実施主体の事業実施計画の国費額の合計が、国の予算額を超過する場合は、第５の１の審査基準に基づくポイント付けによる順位に従い、予算額の範囲内で順位の高い事業計画を優先して国費額の配分を行うものとする。

別添 1

番号	達成すべき目標
1	事業実施主体の活動区域における花きの10a当たり又は単位数量当たり労働時間を基準値又は経営指標から 5 %以上低減
2	事業実施主体の活動区域における花きの10a当たり又は単位数量当たり生産コストを基準値又は経営指標から 5 %以上低減
3	事業実施主体の活動区域における花きの10a当たり収量を基準値又は経営指標から 5 %以上増加
4	事業実施主体の活動区域における花きの作付面積を基準値から10%以上増加
5	事業実施主体の活動区域における花きの総出荷量又は総出荷金額に占める輸出量又は輸出金額の割合を 5 ポイント以上増加
6	事業実施主体の活動区域における花きの流通経路間における輸送効率を基準値から 5 ポイント以上向上（輸送効率は、単位数量当たりの輸送経費（円/本）又は単位時間当たりの輸送経費（円/hr）の指標を用いて設定）
7	事業実施主体の活動区域における花きの流通経路間における積載効率又は労働時間を基準値から 5 ポイント以上向上又は 5 %以上削減
8	事業実施主体の活動区域における 花きの流通経路間における資材費が基準値から 5 %以上削減（資材とは、流通に用いられるダンボール箱等の資材を指す。）
9	事業実施主体の活動区域における 花きの流通経路間におけるロス率（廃棄率）が基準値から 5 ポイント以上減少
10	事業実施主体の活動区域における花きの新たな輸送手段を一つ以上拡大
11	事業実施主体の活動区域における花きの消費量又は消費金額を基準値から 5 %以上増加
12	事業実施主体の活動区域における花きの販売業者の取扱数量又は販売金額を基準値から 5 %以上増加
13	事業実施主体の活動区域における花きの新たな販売形態又は販路を一つ以上拡大（新たな販路の拡大には、取組前年度に販売実績の無い販売形態又は販売先を新たに開拓すること及び既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することを含む。ただし、海外向けは含まない。）
14	事業実施主体の活動区域において花育又は園芸体験を受講した者（小・中学生等と同時に受講した保護者等を含む。）の花きの購入数量又は購入金額が受講前に比べて増加した者が30%以上

15	事業実施主体の活動区域における国際認証を取得した生産者数の割合を基準値から10%以上増加
16	セミナーを受講した経営体における雇用者の離職率を基準値から10%以上低減
17	本事業で実証した技術を活用した経営体における対象品目の10a当たりの収量を、基準値と比較して10%以上増加
18	本事業で実証した技術を活用した経営体における対象品目の10a当たりの生産コストを、基準値と比較して10%以上低減
19	本事業で実証した技術を活用した経営体における対象品目の10a当たりの農業所得を、基準値と比較して10%以上増加
20	本事業で実証した技術を活用した構成員における対象品目の取扱数量又は取扱金額を、基準値と比較して10%以上増加
21	事業実施主体の活動区域において、需要の回復の見込みがない花き品目・品種から需要がある花き品目・品種への転換面積が20a以上

持続的生産強化対策事業のうち

ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 事業実施計画書（事業実施状況報告書）

【地域公募事業】

事業実施年度： 令和 年度

産地名（所在する都道府県・市町村名）

事業実施主体名：

- ※ 青色のセルについてはドロップダウンリストにより選択が可能です。
- ※ 行が不足する場合は、適宜、行の追加を行ってください。
- ※ 事業実施状況報告書として作成する場合は計画の記載を実績に修正し、提出してください。

第1 事業実施主体

1 名称及び責任者等

協議会名称			協議会区分	
申請（代表）者	氏名			
	所属団体名等			
	職名			
	所在地	〒		
	電話番号等	TEL、E-mail		
事業責任者	氏名			
	所属団体名等			
	職名			
	所在地	〒		
	電話番号等	TEL、E-mail		
会計責任者	氏名			
	所属団体名等			
	職名			
	所在地	〒		
	電話番号等	TEL、E-mail		
協議会構成員	組織・団体名等	業種等	組織・団体名等	業種等
協議会の活動範囲				

注：事業実施主体が広域推進協議会の場合は、協議会の活動範囲を都道府県単位で全て記載すること。

2 協議会の組織体制及び連携体制図

--

第2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的、実施方針

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

2 事業対象品目

取組 番号	取組名	事業対象品目名	備考
1			
2			
3			
4			

注：取組毎に事業対象品目が異なる場合はそれぞれ記載すること。

3 成果目標

① 本事業の成果目標の内容

達成すべき目標	基準値	単位	目標値	単位	増減率	目標年度	成果目標の設定理由、基準値の指標及び算定根拠	関連する取組番号 (第2の2から選択)

注1：「達成すべき目標」の内容は別添1から選択すること。複数の目標を設定する場合、目標年度は同一年度とすること。

注2：実施要領別紙4の第4の2の(1)及び(2)に規定する基準値について、その根拠となる資料を併せて提出すること。

② 成果目標のフォローアップ体制

目標年度における成果目標の達成に向けて以下に該当する取組項目を自主的に行う予定がある場合はその内容を記載すること

項目	取組手法、内容
目標年度までの各年度の達成状況の把握	
目標年度までの各年度で成果目標の達成を目的として行う活動	

第3 事業の概要及び期待される効果

1 取組概要及び効果

取組項目（別紙4の第2の1取組内容の区分）	取組概要	期待される効果（※発現した効果）
（1）需要構造の変化に対応した生産・流通体制の整備	—	—
（2）花きの生産性向上・流通の効率化等の取組	—	—
（3）花きの消費拡大・利用定着の取組	—	—

※ 事業実施状況報告の場合は、「期待される効果」を取組実施により「発現した効果」に修正して報告すること。

第4 事業実施内容等

1 事業実施の詳細

(1) 需要構造の変化に対応した生産・流通体制の整備

ア 需要の見込まれる品目等への転換の取組

(ア) 転換先品目の検討、需要調査等の実施

① 取組内容

取組名	取組の具体的な内容等
検討会の開催	
需要調査等の実施	

② 検討委員会の構成

所属	役職	氏名	備考

③ 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

(イ) 品目転換に向けた栽培実証、栽培マニュアルの作成等

① 取組内容

取組名	取組の具体的な内容等
栽培実証	
栽培マニュアルの作成	

② 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所/配布範囲	推進体制	備考

イ 需要構造の変化に対応した流通体制の強化等の取組

(ア) 検討会の開催、先進事例調査、マニュアル等の作成

① 取組内容

取組名	取組の目的、具体的な内容、手法等
検討会の開催	
先進事例調査	
マニュアル作成	

② 検討委員会の構成

所属	役職	氏名	備考

③ 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所/配布範囲	推進体制	備考

(イ) 流通体制の強化等に向けた技術実証

① 取組内容

技術実証の名称	技術実証の目的、具体的な内容、手法等

②実証を行う技術の説明、用語の解説等

--

③ 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

(2) 花きの生産性向上・流通の効率化等の取組

ア 生産供給体制の強化に向けた技術実証

① 取組内容

技術実証の名称	技術実証の目的、具体的な内容、手法等

注：技術実証の名称欄には実施要領別紙4の第2の1の（2）のアに掲げる実証の名称を記載すること

②実証を行う技術の説明、用語の解説等

--

③ 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

イ 流通の効率化・高度化に向けた技術実証

① 取組内容

技術実証の名称	技術実証の目的、具体的な内容、手法等

注：技術実証の名称欄には要領別紙４の第２の１の（２）のイに掲げる実証の名称を記載すること

②実証を行う技術の説明、用語の解説等

--

③ 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

ウ 新たな販路開拓、需要拡大に向けた技術実証

① 取組内容

技術実証の名称	技術実証の目的、具体的な内容、手法等

注：技術実証の名称欄には実施要領別紙４の第２の１の（２）のウに掲げる実証の名称を記載すること

②実証を行う技術の説明、用語の解説等

--

③ 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

(3) 花きの消費拡大・利用定着の取組

ア 生産者と実需者の連携促進、消費者等への普及啓発

① 取組内容

取組名	取組の目的、具体的な内容、手法等

注：取組名の欄には実施要領第4の第2の1の（3）のアに掲げる取組内容のうち事業実施主体が実施する活動（交流会開催、商談会実施等）を記載する。

② 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

イ 花きの利用促進のための花育体験、園芸体験

① 取組内容

取組名	取組の目的、具体的な内容、手法等

注：取組名の欄には実施要領別紙4の第2の1の（3）のイに掲げる取組内容のうち事業実施主体が実施する活動（花育体験、園芸体験、検討会開催、マニュアル作成等）を記載する。

② 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

ウ 産地評価の向上に資する認証取得等の取組

① 取組内容

取組名	取組の目的、具体的な内容、手法等

注：取組名の欄には実施要領別紙４の第２の１の（３）のウに掲げる取組内容のうち事業実施主体が実施する活動（検討会開催、相談会開催、国際認証取得、マニュアル作成等）を記載する。

② 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

エ その他、花きの消費拡大等に資する活動

① 取組内容

取組名	取組の目的、具体的な内容、手法等

② 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

第5 事業費の内訳等

1 事業実施経費の内訳

取組項目 (別紙4の第2の1取組内容の区分)		金 額 (円)	費目内訳・積算根拠	備考 (経費の必要性)
(1) 需要構造の変化に対応した生産・流通体制の整備				
ア 需要の見込まれる品目等への転換の取組				
(ア) 転換先品目の検討、需要調査等の実施				
費目				
(イ) 品目転換に向けた栽培実証、マニュアルの作成等				
費目				
イ 需要構造の変化に対応した流通体制の強化等の取組				
(ア) 検討会の開催、先進事例調査、マニュアル等の作成				
費目				
(イ) 流通体制の強化等に向けた技術実証				
費目				

(2) 花きの生産性向上・流通の効率化等の取組				
ア 生産供給体制の強化に向けた技術実証				
費目				
イ 流通の効率化・高度化に向けた技術実証				
費目				
ウ 新たな販路開拓、需要拡大に向けた技術実証				
費目				
(3) 花きの消費拡大・利用定着の取組				
ア 生産者と実需者の連携促進、消費者等への普及啓発				
(ア) 交流会、商談会、マッチング活動等の実施				
費目				
(イ) 普及啓発活動、アンケート調査等の実施				
費目				

イ 花きの利用促進のための花育体験、園芸体験				
費目				
ウ 産地評価の向上に資する認証取得等の取組				
(ア) 研修会、相談会等の開催				
費目				
(イ) 花きの国際認証の取得				
費目				
(ウ) 労務管理等の啓発セミナー、各種マニュアル作成等				
費目				
エ その他、花きの消費拡大等に資する活動				
費目				
合計		0		

注：「費目」欄は、実施要領別表1 補助対象経費の範囲に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。
「費目内訳・積算根拠」には、資材の名称・施用量・単価、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。

2 設備備品費の内訳

(1) リース・レンタルにより調達する主な機械・設備

機械・設備名	仕様、形式、製造会社	用 途	金額	使用する取組名	使用（設置）場所	リース・レンタル 予 定 時 期
						年 月
						年 月

(2) 改良を行う主な機械・設備

機械・設備名	仕様、形式、製造会社	用 途	金額	使用する取組名	使用（設置）場所	製造年月
						年 月
						年 月

注：金額の欄は改良に要する見積額（概算額）を記載

(3) 購入予定の主な備品等

備品名	仕様、形式、製造会社	用 途	金額	使用する取組名	使用（設置）場所	納入予定時期
						年 月
						年 月

(4) トラクターを導入する場合は、以下の「参考」をご確認の上、希望する農機メーカーの状況についてチェックを入れてください。
導入希望の農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を装備しているか。

☐ 整備している（又は整備する見込みである） ☐ 整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携をできる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー
(令和3年12月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー：AGCO Corporation (Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbh、CNH industrial N.V.(Case IH、New Holland、Stayer)、
Deere & Company (John Deer)、SDF groupe (SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

3 事業費総括表

取組項目（別紙４の第２の１取組内容の区分）	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
	円	円	円	
（１）需要構造の変化に対応した生産・流通体制の整備	0	0	0	
ア 需要の見込まれる品目等への転換の取組				
イ 需要構造の変化に対応した流通体制の強化等の取組				
（２）花きの生産性向上・流通の効率化等の取組	0	0	0	
ア 生産供給体制の強化に向けた技術実証				
イ 流通の効率化・高度化に向けた技術実証				
ウ 新たな販路開拓、需要拡大に向けた技術実証				
（３）花きの消費拡大・利用定着の取組	0	0	0	
ア 生産者と実需者の連携促進、消費者等への普及啓発				
イ 花きの活用促進のための花育体験、園芸体験				
ウ 産地評価の向上に資する認証取得等の取組				
エ その他、花きの消費拡大等に資する活動				
合 計	0	0	0	

注：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「控除額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 収支予算書

収入の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（円） （又は本年度精算額）	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
その他					
合 計					

支出の部

取組名	本年度予算額（円）	前年度予算額（円） （本年度清算額）	比較		備考
			増	△減	
（１）需要構造の変化に対応した生産・流通体制の整備					
（２）花きの生産性向上・流通の効率化等の取組					
（３）花きの消費拡大・利用定着の取組					
合 計					

6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 協議会の運営、会計等の規約（案）の写し
2. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
3. 農業機械、設備のリース、購入を行う場合はリース契約書（案）の写し、カタログ等
4. その他地方農政局長が必要と認める資料

注：添付書類のうちウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

持続的生産強化対策事業のうち

ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 事業実施計画書（事業実施状況報告書）

【全国公募事業】

事業実施年度： 令和 年度

産地名（所在する都道府県・市町村名）

事業実施主体名：

※ 青色のセルについてはドロップダウンリストにより選択が可能です。

※ 行が不足する場合は、適宜、行の追加を行ってください。

第1 事業実施主体

1 名称及び責任者等

協議会名称			協議会区分	
申請（代表）者	氏名			
	所属団体名等			
	職名			
	所在地	〒		
	電話番号等	TEL、E-mail		
事業責任者	氏名			
	所属団体名等			
	職名			
	所在地	〒		
	電話番号等	TEL、E-mail		
会計責任者	氏名			
	所属団体名等			
	職名			
	所在地	〒		
	電話番号等	TEL、E-mail		
協議会構成員	組織・団体名等	業種等	組織・団体名等	業種等
協議会の活動範囲				

注：事業実施主体が広域推進協議会の場合は、協議会の活動範囲を都道府県単位で全て記載すること。

2 協議会の組織体制及び連携体制図

--

第2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的、実施方針

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

2 事業対象品目

取組 番号	取組名	事業対象品目名	備考
1			
2			
3			
4			

注：取組ごとに事業対象品目が異なる場合はそれぞれ記載すること。

3 成果目標

① 本事業の成果目標の内容

達成すべき目標	基準値	単位	目標値	単位	増減率	目標年度	成果目標の設定理由、基準値の指標及び算定根拠	関連する取組番号 (第2の2から選択)

注1：「達成すべき目標」の内容は別添1から選択すること。複数の目標を設定する場合、目標年度は同一年度とすること。

注2：実施要領別紙4の第4の2の(1)及び(2)に規定する基準値について、その根拠となる資料を併せて提出すること。

② 成果目標のフォローアップ体制

目標年度における成果目標の達成に向けて以下に該当する取組項目を自主的に行う予定がある場合はその内容を記載すること

項目	取組手法、内容
目標年度までの各年度の達成状況の把握	
目標年度までの各年度で成果目標の達成を目的として行う活動	

第3 事業の概要及び期待される効果

1 取組概要及び効果

取組項目（別紙4の第2の1取組内容の区分）	取組概要	期待される効果（※発現した効果）
（4）国と試験研究機関主導による全国レベルでの技術実証	—	—
（5）国産花きの需要構造の変化に対応した全国的な需要拡大の取組	—	—

※ 事業実施状況報告の場合は、「期待される効果」を取組実施により「発現した効果」に修正して報告すること。

第4 事業実施内容等

1 事業実施の詳細

（4）国と試験研究機関主導による全国レベルでの技術実証

ア 技術実証、経営分析

① 取組内容

取組名	取組の目的、具体的な内容、手法等
技術実証	
経営分析	
実証成果の普及・定着	

②実証を行う技術の説明、用語の解説等

--

③ 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

(5) 国産花きの需要構造の変化に対応した全国的な需要拡大の取組

ア 家庭や職場等日常生活での利用拡大・定着

(ア) 新たな装飾スタイル等の提案・普及実証

① 取組内容

取組名	取組の目的、具体的な内容、手法等

注：取組名の欄には実施要領別紙4の第2の1の（5）のアの（ア）に掲げる取組内容のうち事業実施主体が実施する活動（新たな装飾スタイル等の提案、普及実証等）を記載する。

②実証等を行う装飾スタイル、利用スタイル等が訴求対象としている利用者層、提案するスタイル等の内容

--

③ 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

(イ) 検討会の開催、調査・分析及び成果の普及活動

① 取組内容

取組名	取組の目的、具体的な内容、手法等

注：取組名の欄には実施要領別紙４の第２の１の（５）のＡの（イ）に掲げる取組内容のうち事業実施主体が実施する活動（検討会開催、マニュアル作成、セミナー開催等）を記載する。

② 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

イ 需要拡大を支える生産体制の構築及び流通の効率化

(ア) 需要拡大を支える新たな生産体制・流通の効率化の取組・実証

① 取組内容

取組名	取組の目的、具体的な内容、手法等

注：取組名の欄には実施要領別紙４の第２の１の（５）のイの（ア）に掲げる取組内容のうち事業実施主体が実施する取組（新品目・品種の導入、栽培管理及び出荷履歴等のデジタル化等）を記載する。

② 実証を行う技術の説明、用語の解説等

--

③ 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

(イ) 検討会の開催、調査・分析及び成果の普及活動

① 取組内容

取組名	取組の目的、具体的な内容、手法等

注：取組名の欄には実施要領別紙４の第２の１の（５）のイの（イ）に掲げる取組内容のうち事業実施主体が実施する活動（実態調査の実施、マニュアル作成、セミナー開催等）を記載する。

② 実施スケジュール

取組内容	実施時期	実施場所	推進体制	備考

第5 事業費の内訳等

1 事業実施経費の内訳

取組項目 (別紙4の第2の1取組内容の区分)		金 額 (円)	費目内訳・積算根拠	備考 (経費の必要性)
(4) 国と試験研究機関主導による全国レベルでの技術実証				
(ア) 技術実証、経営分析				
費目				
(イ) 実証成果の普及・定着				
費目				
(5) 国産花きの需要構造の変化に対応した全国的な需要拡大の取組				
ア 家庭や職場等日常生活での利用拡大・定着				
(ア) 新たな装飾スタイル等の提案・普及実証				
費目				
(イ) 検討会の開催、調査分析及び成果の普及活動				
費目				

イ 需要拡大を支える生産体制の構築及び流通の効率化				
(ア) 需要拡大を支える新たな生産体制・流通の効率化等の取組・実証				
費目				
(イ) 検討会の開催、調査分析及び成果の普及活動				
費目				
合計				

注：「費目」欄は、実施要領別表 1 補助対象経費の範囲に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。
「費目内訳・積算根拠」には、資材の名称・施用量・単価、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。

2 設備備品費の内訳

(1) リース・レンタルにより調達する主な機械・設備

機械・設備名	仕様、形式、製造会社	用 途	金額	使用する取組名	使用（設置）場所	リース・レンタル 予 定 時 期
						年 月
						年 月

(2) 改良を行う主な機械・設備

機械・設備名	仕様、形式、製造会社	用 途	金額	使用する取組名	使用（設置）場所	製造年月
						年 月
						年 月

注：金額の欄は改良に要する見積額（概算額）を記載

(3) 購入予定の主な備品等

備品名	仕様、形式、製造会社	用 途	金 額	使用する取組名	使用（設置）場所	納入予定時期
						年 月
						年 月

(4) トラクターを導入する場合は、以下の「参考」をご確認の上、希望する農機メーカーの状況についてチェックを入れてください。

導入希望の農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を装備しているか。

☐ 整備している（又は整備する見込みである） ☐ 整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携をできる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー
(令和3年12月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー：AGCO Corporation (Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbh、CNH industrial N.V.(Case IH、New Holland、Stayer)、
Deere & Company (John Deer)、SDF groupe (SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

3 事業費総括表

取組項目（別紙4の第2の1取組内容の区分）	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	その他	
	円	円	円	
(4) 国と試験研究機関主導による全国レベルでの技術実証	0	0	0	
技術実証・経営分析				
実証成果の普及・定着				
(5) 国産花きの需要構造の変化に対応した全国的な需要拡大の取組	0	0	0	
ア 家庭や職場等日常生活での利用拡大・定着				
イ 需要拡大を支える生産体制の構築及び流通の効率化				
合 計				

注：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「控除額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 収支予算書
収入の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（円） （又は本年度精算額）	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
その他					
合 計					

支出の部

取組項目（別紙4の第2の1取組内容の区分）	本年度予算額（円）	前年度予算額（円） （本年度清算額）	比較		備考
			増	△減	
（4）国と試験研究機関主導による全国レベルでの技術実証					
（5）国産花きの需要構造の変化に対応した全国的な需要拡大の取組					
合 計					

6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 協議会の運営、会計等の規約（案）の写し
2. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
3. 農業機械、設備のリース、購入を行う場合はリース契約書（案）の写し、カタログ等
4. その他地方農政局長が必要と認める資料

注：添付書類のうちウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

番 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇 殿

地域公募事業であって北海道、沖縄県以外は地方農政局長
地域公募事業であって北海道の場合は、北海道農政事務所長
地域公募事業であって沖縄県の場合は、内閣府沖縄総合事務局長
全国公募事業の場合は、農産局長

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進の
事業実施状況報告について

持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3 1 7 4
号農林水産事務次官依命通知）第 29 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- 注 1：関係書類として事業実施状況報告書を添付すること。
- 2：事業実施状況報告書は別添 2－1 又は別添 2－2 の事業実施計画書に準じて作成すること。
- ※ 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で申請を行う場合は、本別添 3 を作成する必要はありません。eMAFF の申請フォームから事業実施状況報告書を提出してください。

別添 4

番 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇 殿

地域公募事業であって、北海道、沖縄県以外は地方農政局長
地域公募事業であって、北海道にあつては、北海道農政事務所長
地域公募事業であって、沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
全国公募事業の場合は、農産局長

事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度産持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化
プロジェクト推進の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3174号農産局長
通知）別紙4の第7の2の規定により事業の自己評価を別添のとおり報告します。

- （注） 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

※ 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で申請を行う場合は、本別添4の作成は
不要です。なお、別添の事業評価シートはeMAFFの申請フォームから提出してくださ
い。

持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進
に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容			
成果目標の達成状況	指標	達成度合 (実績値(達成率))	
目標値			
基準年 (年)			
目標年 (年)			
改善計画実施結果			
(年)			
事業の実施による効果			
事業計画の妥当性		(理由)	
適正な事業の執行		(理由)	

(注)

- 「成果目標の具体的な内容」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
- 「成果目標の達成状況」については、算出の根拠となる資料を添付すること。
- 「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入すること。
- 「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

2 事業の成果品等

(注) 事業実施の成果品(報告書等)又は、事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

番 号
令和 年 月 日

○○○○ 殿

地域公募事業であって、北海道、沖縄県以外は地方農政局長
地域公募事業であって、北海道の場合は北海道農政事務所長
地域公募事業であって、沖縄県の場合は、内閣府沖縄総合事務局長
全国公募事業の場合は、農産局長

事業実施主体名

所在地

代表者氏名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト
推進入札結果報告

このことについて、下記のとおり入札結果を報告します。

記

[illegible]

入札執行回数	
落札業者名（契約業者名）	
契約価格（税抜）	
契約年月日	
完了予定年月日	
備 考	年 月 日〇〇〇号 交付決定

- 1 「取組名」の欄は要領別紙４の第２の１の（１）から（５）までの取組名を記入する。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。不落札随意契約の場合は必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回の価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄まで記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
- 7 本報告に際しては、工程表を添付すること。
- 8 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

殿

みどりのチェックシート

氏名（法人の場合は代表者名）

- ・本シートは、持続可能な農業に向けた取組について理解を深めるとともに、その取組状況について自己点検いただくことを目的に、国の補助事業を活用される農業者の皆様に提出をお願いしているものです。
- ・生産活動において、実際に取り組まれた内容について、□欄に✓又は■を記入してください。該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

【化学合成農薬の使用量低減】

- ☐ 農薬の適正な使用保管
- ☐ 農薬の使用状況等の記録を保存
- ☐ 病害虫・雑草発生しにくい生産条件の整備
（健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等）
- ☐ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断
（発生予察情報の活用による防除等）
- ☐ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除
（物理防除・生物防除の活用等）

【温室効果ガス・廃棄物排出削減】

- ☐ 電気・燃料の使用状況の記録を保存
- ☐ 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入
（省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、
農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等）
- ☐ 廃棄物の削減や適正な処理
（プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化）

【化学肥料の使用量低減】

- ☐ 肥料の適正な保管
- ☐ 肥料の使用状況等の記録を保存
- ☐ 有機物の施用
（堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等）
- ☐ 作物特性データに基づく施肥設計
（簡易土壌診断、前作の収量等）

【農作業安全】

- ☐ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施
（定期メンテナンス、点検記録作成等）
- ☐ 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善
（作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、
機械・器具の操作方法確認等）